

善行小だより 9月



～心豊かに、学びあい、高めあう児童の育成～

伝え合い、聞き合い、認め合おう

あいさつをしよう

きまりをまもろう

2024年(令和6年)

9月2日発行

藤沢市立善行小学校

校長 河内 幸恵

2学期が始まりました。夏休みの間は、酷暑のためか、外で遊んでいる子どもの姿を見かけることがほとんどなく、寂しく思っていました。パリオリンピック・パラリンピックのTV観戦等、涼しい室内で過ごすことが多かったのではないかと想像しています。学校生活のリズムに慣れるまで、少し時間がかかるお子さんもいるかもしれません。困ったこと、不安に感じる事があれば早めにご相談ください。

日々の授業はもちろん、運動会、5、6年の宿泊行事や各学年の校外活動等、様々な体験を積み重ねて、子どもたちがそれぞれのペースで成長できるように支援していきたいと思えます。2学期も地域の皆様、保護者の皆様のお力添えをどうぞよろしくお願いいたします。

6年生日光修学旅行

9月23日(月)～24日(火)

世界遺産である日光東照宮をはじめとする日光の社寺の見学や華厳の滝、戦場ヶ原周辺のハイキングを通して、歴史と豊かな自然に触れる1泊2日です。6年生としての自覚を持って行動し、友だちとの交流を深めて、楽しい思い出をたくさん作ってほしいと思えます。

本日テストメールを送信します

連絡メールについて

台風等による登下校時刻の変更、行事の延期の連絡、校外学習の帰校時刻等、2学期は、連絡メールを使用することが多くなることが予想されます。アドレスを変更したり、設定を変更したりすることにより、メールが届かなくなることがあります。月のはじめにテストメールを送信しますので、ご確認をお願いします。

運動会について

10/26(土) 予備日 10/27(日)

- ・26日、27日のどちらかで運動会を実施した場合、28日(月)が振替休業となります。
- ・26、27日ともに雨天で運動会が実施できなかった場合、28日(月)はお休みにはならず、お弁当持参で運動会(この日も雨天の場合は、5時間授業)となります。
- ・当日・・・1～4年児童：昼食(お弁当)後下校
5・6年児童：係活動後下校
- ・演技種目：徒競走、団体競技、表現活動、全校体操、応援
- ・昨年同様、立ち見での応援・参観となります。ご理解、ご協力をお願いします。詳細は後日配付予定のお知らせをご覧ください。

リーフレット「楽しい学校生活を送るために」について

セクシュアル・ハラスメント防止のために、藤沢市では小学校高学年向けにリーフレットを作成し、毎年4年生に配付しています。また、藤沢市教育委員会のホームページにも掲載しており、いつでも閲覧いただくことができますので、2次元コードを読み込んでいただき、ぜひお子様と一緒に内容をご確認ください。

セクシュアル・ハラスメントなど、何か困ったことがあったときは、学校や相談機関に遠慮なくご相談ください。



『おしゃべりひろば』に参加しませんか？

藤沢市教育委員会では、登校に不安をもつ児童生徒の保護者の方を対象に、次のような日程・内容で座談会形式の会を開きます。日ごろ、思っていることや考えていること、心配していることなどについて、保護者同士でおはなししませんか。

みなさまの参加をお待ちしております。

10月7日(月) 10時～12時
(受付 9時45分～)

藤沢市学校教育相談センター 善行分室
(藤沢市善行7-7-24)

10月予定

- 1日(火) 2年遠足
- 2日(水)～3日(木)5年八ヶ岳体験教室
- 4日(金) 4年社会科見学
- 10日(木)市内研究会のため4時間授業
- 17日(木) 3年市内めぐり
- 26日(土) 運動会

日	曜	9月行事予定
1	日	
2	月	2学期始業式 3時間授業
3	火	3時間授業 SC
4	水	【給食開始】 4時間授業 6年計測
5	木	SC 5年計測 5時間授業
6	金	6年修学旅行保護者説明会14:30 5年八ヶ岳体験教室保護者説明会15:30 5くみ計測 1年4h、2年～5h授業
7	土	校庭開放AM
8	日	
9	月	PTA運営委員会 4年計測
10	火	5くみ公開日9:30～ 3年計測 5年お琴授業
11	水	委員会活動 2年計測
12	木	SC 1年計測
13	金	
14	土	
15	日	
16	月	敬老の日
17	火	SC
18	水	クラブ活動
19	木	5・6年宿泊前検診9:00 SC
20	金	
21	土	校庭開放AM
22	日	秋分の日
23	月	振替休日 6年日光修学旅行(1日目)
24	火	6年日光修学旅行(2日目) PTA給食試食会(60名)
25	水	6年修学旅行振替休業
26	木	SC
27	金	運動会児童係打合せ(6h)4年5時間
28	土	
29	日	
30	月	給食費口座振替日(7月分)



おあだこ通信



令和6年9月
藤沢北警察署
生活安全課
スクールサポーター

インターネット(SNS・メール)で送るメッセージや写真

その送信大丈夫？

ハスるかも 友達の写真を勝手に送る

うちの学校のイケメン 

個人情報を知る 

悪ふざけの画像を投稿する

デマ情報を拡散する

冗談で犯罪予告のメッセージを送る

友達を傷つけるメッセージや画像を送る

裸の写真を送る

びっくりさせてやろう！

ぼくの名前は…
学校は…

すごい情報だ
みんなに送ろう

ちょっと
からかってやろう

子どもでも発信者としての責任があります



- ・ネットに発信した自分や友達の名前などの個人情報や写真が、犯罪に利用されるかもしれません。
- ・悪ふざけの画像については、その悪ふざけ自体が犯罪行為にあたることもあります。
- ・人を傷つけるメッセージなどは誹謗中傷となり「名誉棄損」や「侮辱罪」などの犯罪として訴えられる可能性があります。
- ・うその情報を拡散すると、偽計業務妨害罪などの犯罪となる可能性があります。
- ・犯罪予告はそれだけで犯罪行為となります。
- ・子どもの裸の写真は写したり持っているだけで犯罪となったり悪意のあるユーザーから脅されたりすることもあります。

保護者の方へ

インターネット(SNS)は子どもでも簡単に情報発信ができるツールです。特に、子ども専用のスマートフォンなどのインターネット端末を持たせ、一人でインターネットができる環境を与えている場合、子どもの発信などについて常に気を配り見守る必要があります。

子どもが不用意な発信をしている、悪意のある大人とつながっている、誹謗中傷を受けている、いじめにあっているなどと感じたら早目の対処が必要です。また、家庭でのルールを一緒に考えて作るなど子どもに寄り添い、有事には相談しやすい関係を保つことも重要です。

あんしんフィルターなどのフィルタリングや利用時間制限、閲覧制限、課金などの制限、アプリ制限など子どもの成長に合わせて上手く活用し、成人となる18歳に向け、セルフコントロールできる力を身につけさせましょう。

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

3の50 まもろうよこころ (厚生労働省)

www.mhlw.go.jp/hojomeitokoukyokou

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。

どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士 または 弁護士

両合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。

サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html

ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

インターネット上の誹謗中傷について被害を受けた

被害者本人、被害者家族、関係者

迅速な対応

違法・有害情報相談センター (総務省)

www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を行う相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。

削除要請・助言

人権相談 (法務省)

0570-003-110

www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務省が事業としてプロバイダ等に対する削除要請を行います。+削除要請は専門的な知識を有する弁護士が法的な観点から行います。+削除要請は無料です。

プロバイダへの連絡

誹謗中傷ホットライン

www.saferinternet.or.jp/bullying

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断した場合には、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に基づいた対応を促す連絡を行います。

迅速な削除の要請

セーフライン

www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。児童ポルノの被害に遭われた方、いじめの動画等の通報も受け付けています。

サイトへの削除依頼

インターネット・ホットラインセンター (警察庁)

www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪関連情報等、日報道引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。

*上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。
*上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。